

令和 7 年 3 月 25 日

(一社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(一社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(一社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社) 長 崎 県 の り 面 協 会
(一社) 長 崎 県 空 調 衛 生 設 備 業 協 会
(一社) 長 崎 県 解 体 工 事 業 協 会
長 崎 県 建 設 工 業 協 同 組 合
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 協 同 組 合 連 合 会
(一社) 長 崎 県 漁 場 整 備 開 発 協 会
長 崎 県 造 船 協 同 組 合

様

長崎県建設工事入札手続等検討委員会

委員長 長崎県副知事

(公印省略)

建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例）
の取扱いについて

建設業法（以下「法」という。）第 26 条第 3 項第 1 号（以下「専任特例 1 号」）、及び第 2 号（以下「専任特例 2 号」）に関し、下記のとおり取り扱うこととする。

記

Ⅰ 用語の定義

専任特例 1 号…主任技術者又は監理技術者の専任を求める建設工事において兼務を認める特例のうち、連絡員をそれぞれの現場に追加で配置し、施工体制や現場状況を把握するために情報通信技術を活用するもの。（なお、本通知は主に元請を対象としているが、専任特例 1 号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。）

専任特例 2 号…監理技術者の専任を求める建設工事において兼務を認める特例のうち、監理技術者補佐をそれぞれの現場に追加で配置するもの。



2 専任特例 1 号について

(1) 適用の要件

以下の全ての要件に適合しなければならない。

- 1) それぞれの建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
 - 2) 兼務する建設工事の数は、2 を超えないこと。なお、「専任特例 1 号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、全ての要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が 2 を超えてはならない。
 - 3) 工事現場間の距離は、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ現場間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること（移動時間は片道に要する時間であり、移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しないこととする）。また、それぞれの工事の施工箇所が県内にあること。
 - 4) それぞれの建設工事で下請次数は 3 を超えないこと。なお、総合評価落札方式を採用した工事等で、下請次数の制限を誓約したものについては、制約事項が優先される。
 - 5) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるためのもの（以下「連絡員」という。）を配置すること。なお、連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務の経験を有するものとする。
 - 6) それぞれの工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
 - 7) それぞれの工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる手段とし、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。
 - 8) 当該建設工事を受注した建設業者が、次に掲げる事項を記載した「人員の配置を示す計画書」（様式 3）を作成し、発注者に提出の上、工事現場毎にも備え置くこと。
 - イ 当該建設業者の名称及び所在地
 - ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち、労働基準法第 32 条第 1 項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
- 二 各建設工事に係る次の事項
- (イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (ロ) 当該建設工事の内容（建設工事の種類）
 - (ハ) 当該建設工事の請負代金の額
- (二) 工事現場間の移動時間
- (ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

9) 総合評価落札方式の場合、履行確実性確保価格未満での落札でないこと。

留意事項

1)、4)の要件において、工事途中に請負代金もしくは下請次数が基準を超えた場合、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

(2) 連絡員について

- 1) 連絡員は各現場に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。
- 2) 連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う(事故等対応含む)ことを想定している。
- 3) 連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法7条第2号に記載の営業所技術者(主任技術者)の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。
- 4) 連絡員に当該工事現場への専任や常駐は求めない。
- 5) 連絡員は、受注者と直接的な雇用関係がある者(※在籍出向者、派遣職員は除く)であること。ただし、恒常的な雇用関係は求めない。
- 6) 連絡員は、当該工事現場の現場代理人を兼任することができる。ただし、現場代理人は常駐の義務があるため、兼任した場合は、他の工事現場の連絡員となることはできない。
- 7) 施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意すること。

3 専任特例2号について

(1) 適用の要件

以下1)2)の条件を満たした工事であること。

1) 長崎県発注工事において、次の①～⑥に該当する工事でないこと。

- ① 総合評価落札方式で実施するもののうち、「高度技術提案型」または「技術提案型」である工事。
- ② 総合評価落札方式以外において、設計金額が2億円以上の工事(災害対応等、発注者が必要と判断する場合はこの限りではない)。
- ③ 兼務する期間において、兼務する工事の当初契約金額の合計が3億円以上であるとき。
- ④ 低入札調査基準価格未満及び履行確実性確保価格未満での落札となった工事。
- ⑤ 通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)。
- ⑥ 特別な理由で発注者が適用不可としたとき。

2) 配置する技術者について、次の①～⑥の要件を全て満たすものであること。

- ① 監理技術者補佐を、それぞれの工事現場に専任で配置すること。
- ② 監理技術者が兼務できる工事現場の数は2までとする。

- ③工事現場間の距離は、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ現場間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること（移動時間は片道に要する時間であり、移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しないこととする。）また、それぞれの工事の施工箇所が県内にあること。
- ④監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑤監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑥監理技術者と監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

留意事項

専任特例 2 号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。

(2) 監理技術者補佐について

- 1) 監理技術者補佐は、主任技術者資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- 2) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 3) 監理技術者補佐は、当該工事現場の現場代理人を兼任することができる。ただし、監理技術者補佐が、当該工事現場の現場代理人以外の者（例えば、経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者、他の工事現場の現場代理人や技術者など）と兼務することはできない。

4 専任特例を適用した際の入札参加資格等における実績の取り扱いについて

①配置予定技術者の評価

当該建設工事に従事する配置予定技術者（主任技術者・監理技術者）の能力を評価し、連絡員と監理技術者補佐の能力は評価しない。

②配置予定技術者の評価にかかる実績の取り扱い

監理技術者として従事した工事は、兼務した 2 件の建設工事を入札参加資格等における実績として取り扱い、連絡員と監理技術者補佐は実績として取り扱わない。

5 専任特例を適用する場合の申請について

主任技術者・監理技術者の兼任を行う場合は、届出書を下表に示すとおり提出すること。

	専任特例 1 号	専任特例 2 号
①入札手続き中における仮届け	【一般競争入札（総合評価落札方式）の場合】 落札者の仮決定後 3 日以内に提出する「配置予定技術者に係る通知書」の提出と同時に「技術者の配置に関する仮届出書」【様式 1】を提出すること。 【一般競争入札（価格競争）の場合】 落札候補者決定通知後 3 日以内に提出する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」【様式 4 号】の提出と同時に「技術者の配置に関する仮届出書」【様式 1】を提出すること。 【上記以外の場合】 仮届けの必要なし。	
②契約締結後における申請 （工事途中からの適用も含む）	契約締結後提出する「現場代理人等決定（変更）通知書」の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【様式 3】を提出すること。	契約締結後提出する「現場代理人等決定（変更）通知書」の提出と同時に「専任特例 2 号に関する届出書」【様式 2】を提出すること。

6 コリンズの登録について

監理技術者補佐を配置した場合はコリンズの登録、変更を行うこと。なお、連絡員については、当面の間、担当技術者として登録を行うこと。

また、工期途中で配置が終了した場合は、登録の変更を行うこと。この際、各技術者の従事期間を適切に登録すること。

7 施行中の工事における兼務の変更について

- ①監理技術者補佐の交代については、専任の技術者と同様に取り扱う。
- ②兼務する工事のうち片方の工事が完了するなどして専任の監理技術者となる場合は、技術者の変更に当たらないが、継続中の工事においては速やかにコリンズの変更を行うこと。
- ③契約中の工事に配置している監理技術者を交代させ、別工事の監理技術者が専任特例により兼務することは、原則できない。
- ④兼務の条件を満たさない場合、また、満たさなくなった場合、専任特例による監理技術者の兼務ができないこととなるので留意すること。

8 その他、施工体制上の留意点

- ①兼務の有無に関わらず、落札者決定通知後に技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となる場合があるので十分注意すること。
- ②国の監理技術者制度運用マニュアル三(2)④により、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての注文者の承諾を得た上で、一つの工事とみなして、同一の監理技術者等が工事全体を管理することができる。この条項を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、専任特例を併用することは可能である。
- ③同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

9 適用日

本取り扱いについては、令和7年4月1日以降適用する。(既に契約中の工事においても、要件を満たせば適用は可能である。)

なお、項目5「専任特例1号及び2号を適用する場合の申請について」は、令和7年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行う工事から適用する。

本通知適用日以降、下記の通知については廃止とする。

・令和3年9月22日付け3建企第296号

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて

<問合せ先>

建設企画課 公共工事契約指導班(内線:3027)
(095-894-3027)

年 月 日

技術者の配置に関する仮届出書

(発注者) 様

受注者 住所
氏名

下記に示す当該工事で技術者の兼務を予定しているため、その内容について届け出ます。

なお、兼務にあたっての要件に適合せず、事後において技術者を配置できないこととなった場合、指名停止等の対象となる可能性があることを了知しています。

記

○当該工事に関する事項

工事名	
当初契約額（税込）	

○技術者の兼務にあたって適用する制度

適用する制度について左欄をチェックし、右欄の全ての要件に該当するか確認してください。

適用する制度 (該当の□にチェック)	事前確認 (全ての要件に該当するか確認し、□にチェック)
☐ 専任特例Ⅰ号	☐ 兼務する建設工事の請負代金額は、1 億円（建築一式では 2 億円）未満である。 ☐ 現場間の移動時間はおおむね 2 時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。） ☐ 兼務の件数は当該工事を含め 2 件である。 ☐ 連絡員は同種業務で 1 年以上の実務経験を要する。 ☐ 工事現場の施工体制を、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。 ☐ 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を設置し、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保する。 ☐ 応札額は、履行確実性確保価格未満となっていない。

☐ 専任特例 2 号	☐ 兼務する工事の当初契約金額の合計が 3 億円未満である。 ☐ 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な 3 カ月以上の雇用関係にある。 ☐ 現場間の移動時間はおおむね 2 時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。） ☐ 兼務の件数は当該工事を含め 2 件である。 ☐ 監理技術者補佐は他と兼務していない。（当該工事の現場代理人との兼務は除く。） ☐ 監理技術者補佐の資格要件を確認している。 ☐ 兼務する工事での役割は、どちらも監理技術者である。（主任技術者ではない。）
☐ 専任の主任技術者の兼務 （建設業法施行令第 27 条第 2 項）	☐ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が求められる工事、又は、相互に調整を要する工事（例：資材の調達を一括で行う、工事の相当の部分を同一の下請で施工する等）である。 ☐ 工事現場の相互の距離が 10km 程度に近接している。 ☐ 兼務の件数は当該工事を含め 2 件である。
☐ 国の技術者マニュアル三(2)④による監理技術者の兼務	☐ それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である。
☐ 営業所技術者等の専任現場兼務 （建設業法第 26 条の 5）	☐ 当該営業所において締結された工事である。 ☐ 兼務する建設工事の請負代金額は、1 億円（建築一式では 2 億円）未満である。 ☐ 営業所から工事現場までの移動時間はおおむね 2 時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。） ☐ 兼ねる工事現場の数は 1 件である。 ☐ 連絡員は 1 年以上の実務経験を要する。 ☐ 工事現場の施工体制を、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。 ☐ 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を設置し、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保する。 ☐ 応札額は、履行確実性確保価格未満となっていない。 ☐ 営業所技術者等は、当該請負業者と直接的かつ恒常的な 3 カ月以上の雇用関係にある。

※事前確認の他、関連通知の適用要件についても確認すること。

※「専任特例 1 号」「営業所技術者等の専任現場兼務」については、契約締結後に、「現場代理人決定通知書」の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【様式 3】を提出すること。

※「専任特例 2 号」については、契約締結後に、「現場代理人決定通知書」の提出と同時に「専任特例 2 号に関する届出書」【様式 2】を提出すること。

※「専任の主任技術者の兼務」「監理技術者制度運用マニュアル三(2)④による監理技術者の兼務」については、現場代理人決定通知書を提出する前に、兼務承諾協議書による協議を行い、承認を得ること。

【様式 2】

年 月 日

専任特例 2 号に関する届出書

(発注者) 様

受注者 住所
氏名

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（専任特例 2 号）の規定の適用を受ける監理技術者、及び監理技術者補佐の配置について、下記のとおり届け出ます。

〈技術者の配置に関する事項〉

監理技術者 補佐	資格要件 (いずれか を選択)	☐ 監理技術者の資格を有する。添付資料(1) ☐ 一級施工管理技士補の資格を有し、かつ、主任技術者資格を有する。添付資料(1)
	雇用関係	☐ 受注者と直接的かつ恒常的な 3 ヶ月以上の雇用関係にある。添付資料(2)
兼務の件数 専任性	☐ 監理技術者の兼務は当該工事を含め 2 件である。 ☐ 監理技術者補佐は他と兼務をしていない。(当該工事の現場代理人との兼務は除く。)	
監理技術者と監理技術者 補佐との間で常に連絡が 取れる連絡先	監 理 技 術 者 : 監理技術者補佐 :	
配置する期間	配置の開始日 : 年 月 日 終了予定日 : 年 月 日	

〈当該工事に関する事項〉

工事名	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
監理技術者が 行う業務内容	施工における主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程の立会、 _____
監理技術者補佐が 行う業務内容	監理技術者が行う業務のうち、上記以外のもの。
当初契約額 (税込)	円

〈兼務する相手方の工事に関する事項〉

発注機関	
工事名	
施工場所	
現場間の移動時間	(移動に要する所用時間が表示される距離計測ソフトを用いて算出すること。また、算出の際に指定した、現場の座標を下記に記入すること。) 〈現場の座標：経度 度、緯度 度〉
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者	部署： 役職： 氏名： 電話： ☐ 上記担当者に対し、兼務が可能であることを事前に確認した。 添付資料(3)
当初契約額（税込）	円
合計額の確認	☐ 兼務する2工事の合計額は 円であり、3億円未満である。

※「☐」に示すチェック項目は「☐」または「☒」を記載すること。

※下記に示す資料を添付し、発注者へ提出すること。

(添付資料) ※(1)(2)について、現場代理人決定通知書に添付する場合は、当該届出書への添付は不要

(1) 監理技術者補佐の資格要件が確認できる資料

〈監理技術者の資格による場合〉

監理技術者資格証の写し、又は、監理技術者講習修了証の写し

〈一級施工管理技士補の資格による場合〉

一級施工管理技士補の技術検定合格証明書の写し、又は、主任技術者の要件を満たすことが確認できる資料（技術検定合格証明書等の写しまたは実務経歴書）

(2) 監理技術者補佐が受注者と直接的かつ恒常的な3カ月以上の雇用関係にあることが確認できる資料

(3) 兼務する相手方の工事の契約内容が確認できる資料（コリンズまたは落札者決定通知など）

人員の配置を示す計画書

(発注者) 様

受注者 住所
氏名

建設業法第26条第3項第1号及び建設業法施行規則第17条の2の規定を受ける監理技術者（専任特例1号）、又は、建設業法26条の5及び建設業法施行規則第17条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の職務の特例について、下記のとおり届け出ます。

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
------	---------------------	--	--	--	--

建設業者	名称 (イ※2)				
	所在地 (イ)				
	氏名 (ロ)				
	所属営業所名 (ロ)		※17条の5の場合のみ記載		
主任技術者 又は監理技術者 (営業所技術者又は特定営業所技術者)	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間	

建設工事Ⅰ (当該工事)	工事名称 (ニ(1))					
	工事現場所在地 (ニ(1))					
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称		※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じである必要		
		所在地				
	建設工事の内容 (ニ(2))		※法別表第1上段のどれか			
	請負代金の額 (ニ(3))		※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要			
	移動時間 (ニ(4))		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要（自動車移動に限定し、有料道路は使用しない） (移動に要する所用時間が表示される距離計測ソフトを用いて算出すること)			
	下請次数 (ニ(5))		※3次以内である必要（総合評価落札方式を採用した工事で、下請次数の制限を誓約したものは、誓約事項を優先）			
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))					
	情報通信機器 (ニ(8))					
	連絡員 (ニ(6))	氏名				
		所属会社				
実務の経験 ※実務の経験は1年以上である必要		工事名称	期間			
			年 月 ~ 年 月			
			年 月 ~ 年 月			
	合計 年 月					

建設工事 2 ※専任特例 1号の場合 に記載	工事名称 (ニ(1))				
	所在地 (ニ(1))		※県内工事であること		
	建設工事の内容 (ニ(2))		※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額 (ニ(3))		※1億円未満 (建築一式工事の場合は2億円未満) である必要		
	移動時間 (ニ(4))		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要 (自動車移動に限定し、有料道路は使用しない) (移動に要する所用時間が表示される距離計測ソフトを用いて算出すること。また、算出の際に指定した、現場の座標を下記に記入すること。) <現場の座標: 経度 度、緯度 度>		
	下請次数 (ニ(5))		※3回以内である必要 (総合評価落札方式を採用した工事で、下請次数の制限を誓約したものは、誓約事項を優先)		
	工事現場の施工体制の確認方法 (ニ(7))				
	情報通信機器 (ニ(8))				
	連絡員 (ニ(6))		氏名		
			所属会社		
実務の経験 ※実務の経験は1年以上である必要			工事名称	期間	
				年 月 ~ 年 月	
				年 月 ~ 年 月	
	合計	年 月			

- ※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）
- ※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ
- ※3：下記に示す資料を添付し、発注者へ提出すること。

- （添付資料）
- 1）（専任特例1号の場合）兼務する相手方の工事の契約内容が確認できる資料（コリンズ又は落札者決定通知など）

**専任特例1号・2号 及び 営業所技術者等の専任現場兼務
入札参加者・受注者の手続の流れ（主な場合）**

（1）他発注機関工事が先行（県工事が後発注）の場合

①県工事が総合評価落札方式により新規発注される場合

	県工事の流れ	県工事 (新規発注工事)	他発注機関工事 (国市町など) (施工中工事)
1	入札公告 ～ 開札、開札後の保留・落札仮決定		他発注機関に対し兼務可能か確認を行う (あわせて他発注機関の指示に従い、手続を進める)
2	↓ (仮決定後3日以内) 「配置予定技術者に係る通知書」の提出	左記通知と同時に「技術者の配置に関する仮届出書」【様式1】を発注者へ提出 (添付書類不要)	
3	↓ 落札決定 ～ 現場代理人等決定通知書の提出	(専任特例1号、営業所技術者等の専任現場兼務の場合) 現場代理人決定通知書の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【様式3】を発注者へ提出 (専任特例2号の場合) 現場代理人等決定通知書の提出と同時に「専任特例2号に関する届出書」【様式2】を発注者へ提出 コリンズの登録を行う	左記通知と同時に、他発注機関の定める特例監理技術者配置の手続を行う
※	どちらか一方の工事が完了したとき	継続中の工事の担当者へ、現場代理人等変更通知書、完了した工事のコリンズの写し、工事完成確認通知書の写しを提出。	

※契約後に技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となる場合があるので注意のこと。

②県工事が上記以外（価格競争の一般競争、指名競争など）により新規発注される場合

	県工事の流れ	県工事 (新規発注工事)	他発注機関工事 (国市町など) (施工中工事)
1	落札決定 ～ 現場代理人等決定通知書の提出前		(他発注機関の指示に従い、手続を進める)
2	現場代理人等決定通知書の提出時	(専任特例1号、営業所技術者等の専任現場兼務の場合) 現場代理人等決定通知書の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【様式3】を発注者へ提出 (専任特例2号の場合) 現場代理人等決定通知書の提出と同時に「専任特例2号に関する届出書」【様式2】を発注者へ提出 コリンズの登録を行う	左記通知と同時に、他発注機関の定める特例監理技術者配置の手続を行う
※	どちらか一方の工事が完了したとき	継続中の工事の担当者へ、現場代理人等変更通知書、完了した工事のコリンズの写し、工事完成確認通知書の写しを提出。	

※落札決定・契約後に技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となる場合があるので注意のこと。

(2) 県工事が先行し、既に契約済みの場合（他発注機関工事が後発注）

	他発注機関工事の流れ	県工事 (施工中工事)	他発注機関工事 (国市町など) (新規発注工事)
1	落札決定 ～ 現場代理人等決定通知書の提出前		(他発注機関の指示に従い、手続を進める)
2	現場代理人等決定通知書の提出時	(専任特例1号、営業所技術者等の専任現場兼務の場合) 現場代理人等決定通知書の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【様式3】を発注者へ提出 (専任特例2号の場合) 現場代理人等決定通知書の提出と同時に「専任特例2号に関する届出書」【様式2】を発注者へ提出 コリンズの登録を行う	左記通知と同時に、他発注機関の定める特例監理技術者配置の手続を行う
※	どちらか一方の工事が完了したとき	継続中の工事の担当者へ、現場代理人等変更通知書、完了した工事のコリンズの写し、工事完成確認通知書の写しを提出。	